

議 事 録

会議の名称	令和3年度登米市農業委員会第11回総会																																																
開催日時	令和4年2月25日（金） 午後1時30分 開会 午後2時22分閉会																																																
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																
出席者（委員）の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>岩 淵 勉</td> <td>2番</td><td>佐々木 まき子</td> <td>3番</td><td>櫻 井 利 光</td> </tr> <tr> <td>4番</td><td>菅 原 浩 之</td> <td>5番</td><td>田 島 幹 雄</td> <td>6番</td><td>阿 部 晃 徳</td> </tr> <tr> <td>7番</td><td>柴 崎 専 一</td> <td>8番</td><td>佐 藤 瑛 彦</td> <td>9番</td><td>鈴 木 巖</td> </tr> <tr> <td>10番</td><td>佐 藤 幸 治</td> <td>11番</td><td>松 野 秀 郎</td> <td>12番</td><td>阿 部 静 男</td> </tr> <tr> <td>13番</td><td>鈴 木 泰 子</td> <td>14番</td><td>浅 野 和 宏</td> <td>15番</td><td>五 十 嵐 幸 喜</td> </tr> <tr> <td>16番</td><td>尾 張 勝 二</td> <td>17番</td><td>芳 村 忠 市</td> <td>18番</td><td>三 塚 芳 毅</td> </tr> <tr> <td>19番</td><td>芳 賀 秀 二</td> <td>20番</td><td>小 野 寺 義 幸</td> <td>21番</td><td>佐 藤 久 順</td> </tr> <tr> <td>22番</td><td>上 野 栄 公</td> <td>23番</td><td>門 馬 一 郎</td> <td>24番</td><td>高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>（<span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>は欠席委員、<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>は遅参委員、<span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span>は早退委員）</p>	1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 まき子	3番	櫻 井 利 光	4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳	7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖	10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男	13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜	16番	尾 張 勝 二	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅	19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順	22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範
1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 まき子	3番	櫻 井 利 光																																												
4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳																																												
7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖																																												
10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男																																												
13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜																																												
16番	尾 張 勝 二	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅																																												
19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順																																												
22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範																																												
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局          事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐藤 達也、局長補佐 小泉 一誠          農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 千葉 貴行、主査 石川 巖穂、          主事 安保 智</p> <p>書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>																																																
議 題	<p>報告第42号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第43号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第44号 農地基の現状変更届出について</p> <p>報告第45号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第46号 農地法第3条の規定による許可書の返納について</p> <p>議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第73号 非農地証明願について</p> <p>議案第74号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第75号 買受適格証明願について</p>																																																
会議結果	<p>議案第71号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第72号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第73号 願出のとおり証明することに決定した。</p>																																																

会議結果	議案第74号 原案のとおり決定した。 議案第75号 願出のとおり証明することに決定した。
会議の概要	下記のとおり
会議資料	令和3年度登米市農業委員会第11回総会資料 ・議案書 ・議案説明資料 ・農地法第3条調査書 ・買受適格証明願調査書 ・諸般の報告
発言者	議題・発言・結果
議長	・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員は、会議規則第38条第2項の規定により、16番 尾張 勝 委員、17番 芳村 忠市 委員を指名します。
議長	日程第2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。  《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第4、報告第42号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。  《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第42号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。

議長	<p>日程第5、報告第43号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第43号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第44号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第44号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第45号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第45号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、報告第46号「農地法第3条の規定による許可書の返納について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第46号「農地法第3条の規定による許可書の返納について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第9、議案第71号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は、3筆以外全て耕作されております。その3筆については、所定の手続きを行う予定です。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p>
事務局	<p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p>
議長	<p>なお、進行番号18番、19番の内、中田町石森の農地、及び20番については、23番 門馬 一郎 委員の担当となっておりますが、本日、遅参ということで、支障なしとの報告を受けております。</p> <p>また、進行番号14番については、私が担当委員になっており、支障はありません。</p>
議長	<p>進行番号1番について、22番 上野 栄公 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号3番について、8番 佐藤 瑛彦 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号5番から11番について、6番 阿部 晃徳 委員</p>

議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 12 番について、21 番 佐藤 久順 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 13 番について、14 番 浅野 和宏 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 15 番について、19 番 芳賀 秀二 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 16 番について、13 番 鈴木 泰子 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 17 番について、11 番 松野 秀郎 委員</p>
議長	<p>進行番号 19 番の内、中田町宝江黒沼の農地について、5 番 田島 幹雄 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 71 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 71 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 10、議案第 72 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、第 5 条申請が 6 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>先に、第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
18 番委員	<p>18 番 三塚 芳毅 委員</p> <p>登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 4 年 2 月 21 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。</p> <p>その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 3 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 4 ページから 6 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされておりま</p> <p>また、申請地は、既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、</p>

やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番、4番については、別紙議案説明資料7ページから12ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には許可することができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和4年2月25日

現地調査委員 7番 柴崎 専一 委員

17番 芳村 忠市 委員

18番 三塚 芳毅 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

4番 菅原 浩之 委員

4番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和4年2月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。

その調査結果について報告します。

農地法第5条の進行番号5番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和4年2月25日

現地調査委員 15番 五十嵐 幸喜 委員

23番 門馬 一郎 委員

議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第72号について、質疑を行います。 質疑はございませんか。  《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第72号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。  《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。
議長	日程第11、議案第73号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。  《事務局説明》
事務局	本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われれます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。
議長	これより質疑を行います。 質疑はございませんか。  《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。



議長	<p>これから議案第 73 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 73 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 74 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案件については、所有権移転が 20 件、利用権設定が 40 件、一括方式が 13 件となっております。</p>
議長	<p>所有権移転の進行番号 13 番、14 番、利用権設定の進行番号 12 番が 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。 したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 13 番、14 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 11 番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。</p>

<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの確認》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第 74 号の所有権移転の進行番号 13 番、14 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 74 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 13 番、14 番は原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>11 番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 12 番についての審議に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>本案件は 10 番 佐藤 幸治 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>事務局</p>	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 74 号の利用権設定の進行番号 12 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 74 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 12 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>10 番 佐藤 幸治 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、議案第 74 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>

議長	<p>これから議案第 74 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 74 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 13、議案第 75 号「買受適格証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「買受適格証明願調査書」により、農地法第 3 条と同様に確認しております。 進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。 法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、願出人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号については、願出人は個人であり適用はありません。 第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。 第 4 号の農作業への常時従事については、願出人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。 第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。 第 6 号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。 第 7 号の地域との調和要件については、現地調査を行っていただいておりますので、ご報告いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">4 番 菅原 浩之 委員</p>
4 番委員	<p>買受適格証明願の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 27 ページから 31 ページに記載されているとおりです。</p>

	<p>譲受人は、仙台市在住で、願出地までは80キロメートル、車で片道1時間20分程度であり、大衡村に所有する農地56.5アールには、野菜等を作付けしています。農機具等も全てそろっており、購入した場合には、自家用野菜を耕作するとの申し出から、証明することは妥当であるとの意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和4年2月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 15番 五十嵐 幸喜 委員 23番 門馬 一郎 委員 4番 菅原 浩之 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《質疑なしの声を確認》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第75号を採決します。 お諮りします。 本案は願出のとおり証明し、証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合には、当職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第75号「買受適格証明願について」は、願出のとおり証明し、前述の条件により許可することに決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>これで、令和3年度第11回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和4年2月25日

議長(会長)

高橋 清範

---

議事録署名人 16番

尾張 勝

---

議事録署名人 17番

芳村 忠市

---